

令和2年5月29日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年4月分)について

令和2年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年4月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。
 これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和2年4月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが3件、令和元年度が32件、平成30年度が6件、平成29年度が4件、平成28年度が2件、平成27年度以前が30件、合計77件（市区町村において発生した4件、委託業者等が発生させた7件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な65件について、一覧で事象をお示ししています。

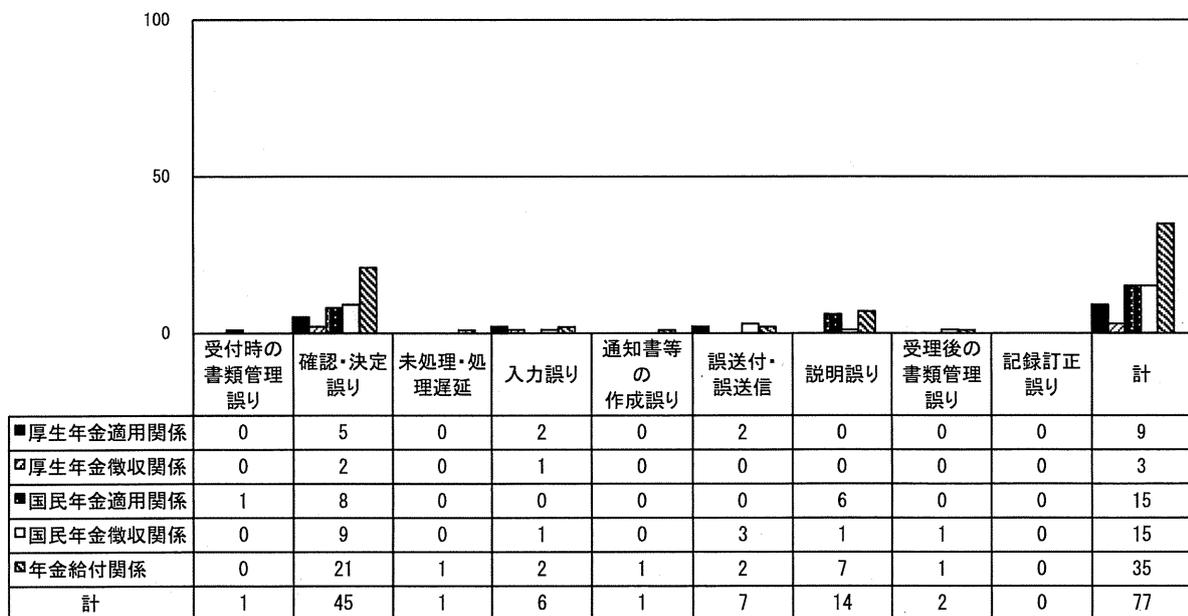
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
件数	14	3(1)	1	3	1	0	1	5(1)	2	2	4	6(1)	32(8)	3	77(11)
割合	18.2%	3.9%	1.3%	3.9%	1.3%	0.0%	1.3%	6.5%	2.6%	2.6%	5.2%	7.8%	41.5%	3.9%	100.0%

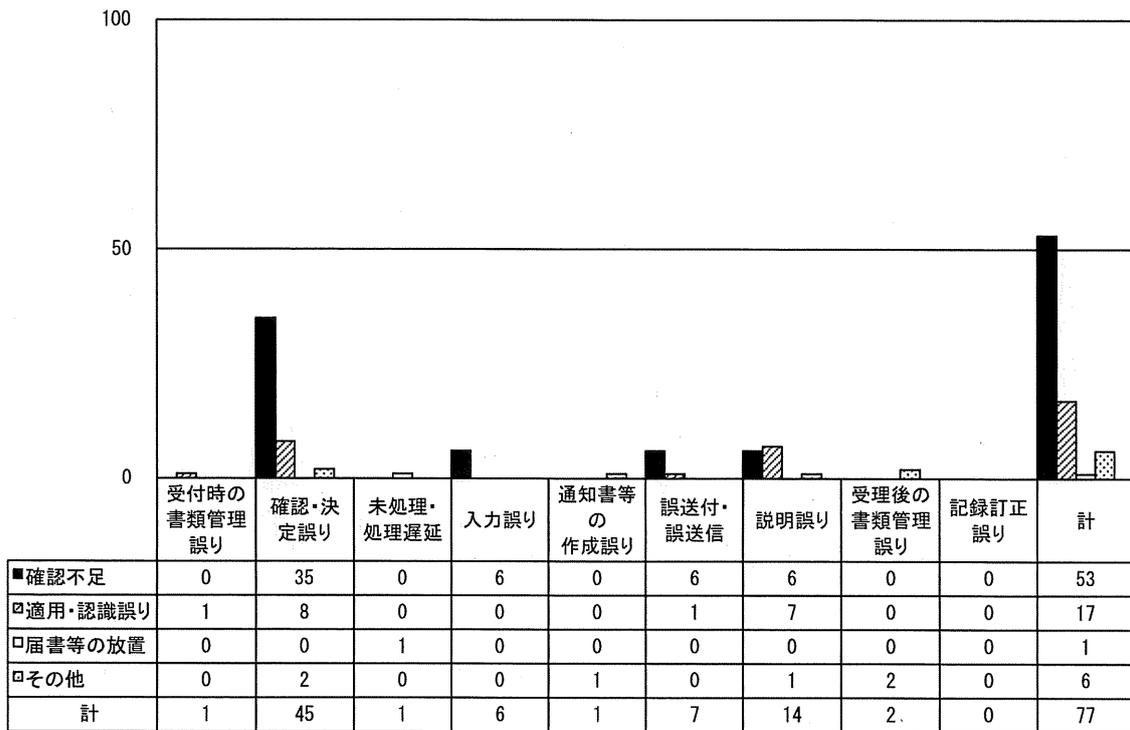
← 社会保険庁時代が発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

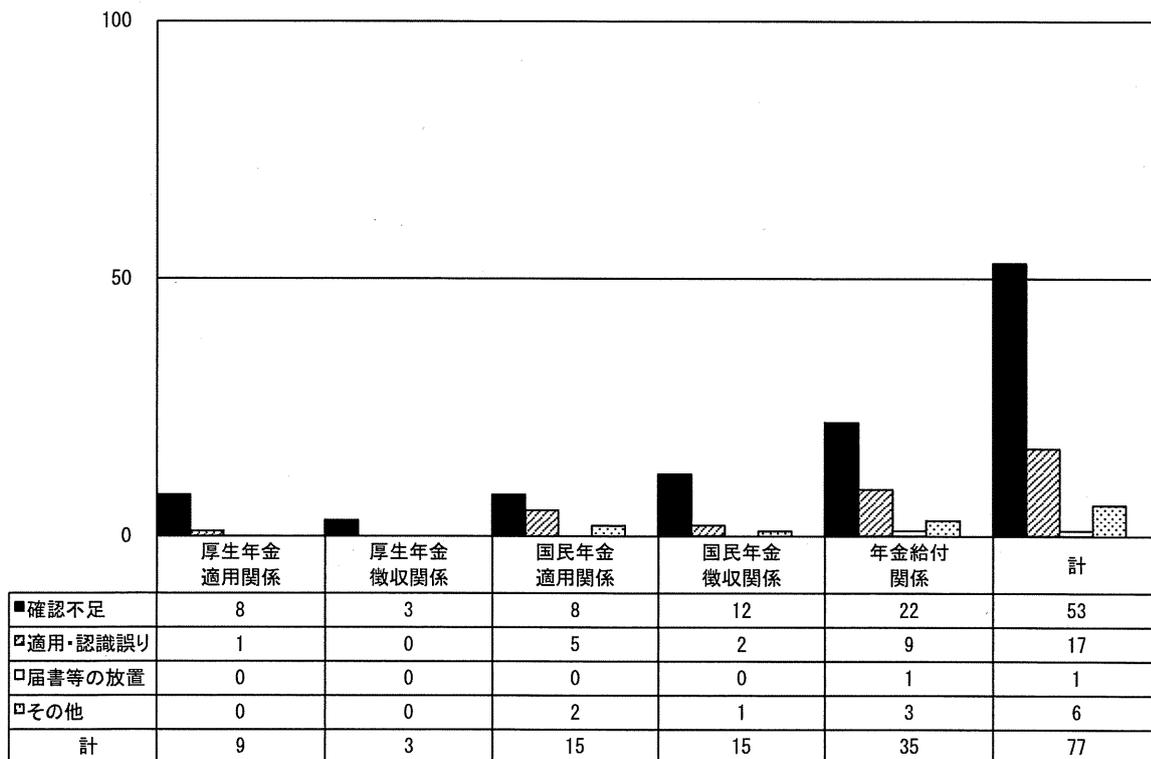
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



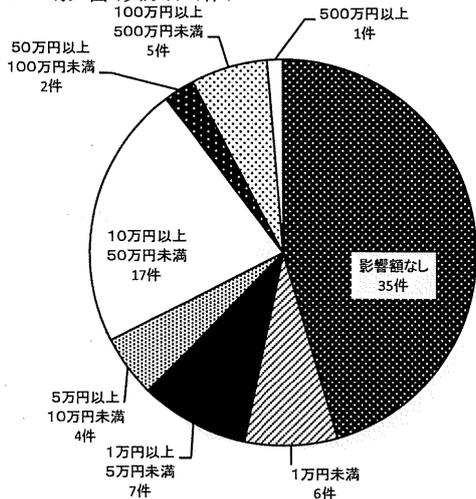
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

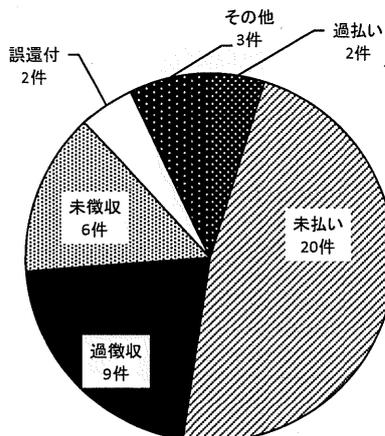


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		6	2	8	7	12	35
1万円未満		1	0	1	2	2	6
1万円以上 5万円未満		1	1	2	1	2	7
5万円以上 10万円未満		0	0	1	1	2	4
10万円以上 50万円未満		1	0	3	4	9	17
50万円以上 100万円未満		0	0	0	0	2	2
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	5	5
500万円以上		0	0	0	0	1	1
計		9	3	15	15	35	77

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	2	500,077	250,038
未払い	20	26,217,456	1,310,872
過徴収	9	960,130	106,681
未徴収	6	988,564	164,760
誤還付	2	77,664	38,832
その他	3	255,484	85,161
計	42	28,999,375	690,461

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と未徴収	1件	3,754円
過払いと誤還付	1件	49,057円
過払いと未払い	1件	202,673円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	47件	61.0%
外部	30件	39.0%
計	77件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和2年5月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	4件	1,055万円	105,459件	606.8億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	30件	676万円	4,831件	12.3億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	129万円	1,597件	12.9億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	26万円	173件	4,124万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	0件	0円	102件	940万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	9件	4,097万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	6件	162万円	431件	7,584万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	249件	4,028万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	19万円	25件	2,921万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	4件	23万円	1,580件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	20件	666万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	1件	11万円	16件	1,328万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	10件	1,986万円	2,124件	22.1億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	67件	273万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	22件	4,438万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	2件	205万円	11件	343万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	85万円	33件	2,304万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	56件	2.0億円	100件	5.7億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	446件	3,264万円	23,407件	17.0億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	1万円	596件	7.0億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	29件	2.9億円	440件	23.3億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	284件	576万円	77,173件	14.9億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	5件	65万円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	1件	342万円	85件	1.4億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和2年4月分の事務処理誤り一覧(1～12ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|----|------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～8 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 3P | 整理番号 9 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 4P | 整理番号 10～23 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 6P | 整理番号 24～36 |
| 5. 年金給付関係 | | 8P | 整理番号 37～65 |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(13～15ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	賞与支払届の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2018年8月3日	2020年2月27日	<p>○事業所から問合せがあり、賞与支払の訂正届を処理した際に確認が不足し、訂正すべき賞与支払記録を取り違えたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、賞与支払記録の訂正時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	20,634
2	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2013年8月頃	2019年8月28日	<p>○担当部署で確認したところ、70歳以上被用者不該当届の処理時に確認を誤り、処理を行っていなかったため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、70歳以上被用者不該当届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	118,920
3	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2019年11月1日	2019年11月22日	<p>○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者の資格取得届の事業所名称の確認不足により、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、誤った事業所名称が記載された通知書が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい事業所名称が記載された通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者の資格取得届の事業所名称の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
4			石川	小松	2020年1月27日	2020年2月27日	<p>○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者の70歳以上被用者該当届の処理における確認不足により、健康保険の標準報酬月額を誤って決定したため、保険料の未徴収及び過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただき、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者の70歳以上被用者該当届の処理における健康保険の標準報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	その他	3,754
5	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	2020年3月12日	2020年4月13日	<p>○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届の受付処理時に確認を誤り、他の届書の添付書類としたため被扶養者異動届の処理がされず、保険証が発行されていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。処理を行い、保険証を発行しました。</p> <p>●担当部署において、被扶養者異動届の受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
6		入力誤り	山梨	甲府	2017年7月10日	2019年2月28日	<p>○お客様より問合せがあり、被扶養者異動届の入力時の確認不足により、認定日を誤って入力したため、保険証に記載された認定日が誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、被扶養者異動届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
7	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	荒川	2015年7月24日	2019年10月30日	<p>○担当部署で確認したところ、事業所調査における確認が不足し、資格取得届の提出を指導しなかったため、資格取得届が提出されていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明し、資格取得届を提出頂きました。</p> <p>●担当部署において、事業所調査における確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	山梨	甲府	2020年 4月21日	2020年 4月21日	<p>○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の通知書が混在して送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金徴収関係の誤り	入力誤り	広島	広島広域事務センター	2020年1月29日	2020年3月10日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者における保険料口座振替納付申出書の入力時の確認不足により、誤った口座種別を入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未徴収の保険料は納付書により納付いただきました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して保険料口座振替申出書の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	山形	米沢	1985年 4月5日	2020年 1月14日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
11			島根	出雲	2010年 4月6日	2020年 2月10日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格取得日で処理していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	70
12			香川	高松広域 事務センター	2014年 12月17日	2020年 4月8日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,590
13			千葉	木更津	2019年 4月22日	2019年 5月14日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、前納の納付期限内に処理を行わなかったため、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	390,130
14			香川	善通寺	2018年 11月21日	2019年 4月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、処理が漏れたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の口座振替希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	388,860
15			北海道	札幌北	2019年 4月10日	2019年 12月19日	○担当部署で確認したところ、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
16			熊本	熊本東	2014年 7月14日	2018年 12月25日	○担当部署で確認したところ、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
17	大阪	玉出	2018年 1月5日	2019年 11月13日	○お客様から問合せがあり、海外転入の際に国民年金強制加入へ切替の手続きが必要であるにもかかわらず、手続きが必要ないと誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0		
		説明誤り								

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
18	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	東京	練馬	2019年 6月11日	2019年 7月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の手続きを案内する際、当月中の手続きを案内すべきところ、案内が漏れたため、本人が希望する月からの任意加入ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
19	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2019年 11月5日	2019年 12月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
20		説明誤り	長野	小諸	2019年 11月11日	2019年 12月12日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者に該当すると誤った案内をし、国民年金第3号被保険者該当届を受付、口座振替の停止を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金徴収しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届受理時の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	32,720
21	国民年金第3号(特例)届の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2010年 5月21日	2020年 2月18日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金第3号特例届を処理する際の確認が不足し、誤った期間で国民年金第3号特例届を処理していたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号特例届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	76,800
22	年金手帳再交付申請書の誤り	説明誤り	静岡	浜松東	2020年 3月2日	2020年 3月5日	○お客様から問合せがあり、年金手帳再交付申請書の受付状況の確認が不足し、年金手帳再交付申請書を受付しているにもかかわらず、受付していないと誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、受付状況の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
23	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2019年 11月29日	2020年 3月5日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金資格取得届の受付処理を行う際の確認が不足し、別の届書の添付書類として受付登録を行ったため、処理がもれていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。	8名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
24	国民年金保険料追納申込書の誤り	説明誤り	千葉	松戸	2018年9月頃	2019年10月24日	○お客様から問合せがあり、市町村において、年金記録の確認が不足し、追納可能期間があるにもかかわらず、追納できないと誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、年金記録を確認し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	122,080	
25	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	2014年11月27日	2019年8月2日	○担当部署で確認したところ、受給資格の確認不足により、本来納付できないにもかかわらず、国民年金後納保険料納付申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	163,030	
26	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2019年11月25日	2020年1月28日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際確認が不足し、誤った期間で処理していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
27	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2009年11月頃	2019年12月17日	○担当部署で確認したところ、市町村において、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0	
28			山形	寒河江	1987年2月6日	2020年1月20日		○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間を強制加入期間としていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	49,500
29			山形	寒河江	1990年5月15日	2019年10月11日		1名	過徴収	185,370	
30			富山	魚津	1987年10月30日	2019年12月19日		1名	過徴収	53,700	
31			神奈川	横須賀	2000年10月19日	2020年3月3日		1名	過徴収	294,780	
32	国民年金保険料納付書の誤り	入力誤り	千葉	木更津	2019年5月10日	2019年7月10日	○お客様から問合せがあり、納付書発行時の確認不足により、前納希望にもかかわらず定額保険料の納付書を作成したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,120	
33	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2019年8月28日	2020年2月3日	○担当部署で確認したところ、還付請求書を作成する際の年金記録の確認不足により、誤った金額の還付請求書を作成したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	864	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	札幌北	2020年 1月14日	2020年 1月14日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、特別催告状を発送する際に、他のお客様の特別催告状が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した特別催告状を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
35			福岡	直方	2020年 2月28日	2020年 3月5日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認が不足し、被保険者記録照会回答票を発送する際に、他のお客様の被保険者記録照会回答票が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
36	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	東京	上野	2019年 8月9日	2019年 11月27日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
37	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	石巻	2000年 3月23日	2019年 1月31日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日月を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	184,133
38			京都	京都西	1982年 6月1日	2019年 4月18日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、受給権発生日月を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	63,584
39			神奈川	藤沢	1986年 7月3日	2018年 12月19日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、本来旧法の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。新法の老齢年金の取消処理を行い、旧法の老齢年金を決定しました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40			本部	中央 年金センター	2011年 2月頃	2019年 12月5日	○担当部署において確認したところ、雇用保険の受給終了に伴う老齢厚生年金の支給停止解除処理を行う際、確認不足から、事後清算処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険の受給終了に伴い老齢年金の支給停止解除処理を行う際、確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	92,425
41	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	2019年 10月31日	2019年 11月29日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金請求書審査時の確認不足から、共済加入期間の確認を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,630
42			愛知	名古屋広域 事務センター	2019年 12月12日	2020年 1月15日	○担当部署において確認したところ、共済組合期間の確認不足から、退職一時金として支給済の共済組合期間を誤って老齢基礎年金の計算の対象とし年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	323,064
43	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	2007年 9月頃	2018年 8月14日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、年金決定時に国民年金被保険者期間の登録を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	587,321

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
44	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2015年 2月26日	2020年 3月13日	○年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に国民年金第3号被保険者期間を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。なお、老齢基礎年金は繰下げ待機中であったため、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には請求者だけでなく配偶者の年金記録の確認も徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
45	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	埼玉	浦和	2019年 8月2日	2019年 10月16日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて請求書の記載方法の説明を誤り受付したことから、老齢基礎年金の繰下げ待機及び老齢厚生年金の繰下げ請求を希望している方に対し、誤って老齢基礎年金・老齢厚生年金ともに繰下げ支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●年金相談センターにおいて、年金請求書受付時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	177,013
46	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	山口	萩	2005年 3月31日	2019年 8月15日	○老齢年金請求時の記録確認により、子が18歳到達年度の末日に達したことから遺族基礎年金が失権したため、遺族共済年金の寡婦加算について遺族基礎年金受給を理由とした支給停止を解除する処理を行うべきところ、その処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、寡婦加算の支給要件について再確認しました。	1名	未払い	8,644,459
47			千葉	船橋	1964年 6月頃	2019年 6月26日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、遺族年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,530,818
48			鳥取	鳥取	1975年 3月3日	2019年 3月18日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の確認不足から、寡婦加算の要件を満たさないにもかかわらず、誤って寡婦加算を加算した遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には寡婦加算の要件に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年 10月18日	2020年 3月5日	○担当部署において確認したところ、障害年金請求書審査時の確認不足から、3つの障害の併合認定により障害等級1級として障害年金を決定すべきところ、2級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、併合認定にかかる事務処理方法を再確認しました。	1名	未払い	500,431
50	年金選択の誤り	確認・決定誤り	栃木	今市	2008年 4月12日	2019年 4月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、選択処理時の確認不足から振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	2,751,665

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
51	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	2009年 5月15日	2019年 9月6日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金記録が新たに判明したことから老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の可否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	270,704
52			奈良	奈良	2012年 1月19日	2019年 9月10日	○機構本部から連絡があり、中国残留邦人等として日本に永住帰国したことに伴う国民年金保険料免除手続きが行われた際に、老齢年金の再裁定を行うべきところ、行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、中国残留邦人等の特例による免除申請が行われる場合は、再裁定の可否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	262,818
53	振替加算の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	2015年 9月30日	2019年 12月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、届書処理時の確認不足から、老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出があつたにもかかわらず、誤って振替加算の加算要件を満たしていないとしてお客様に届書をお返したため、振替加算の処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、振替加算の加算要件を再確認しました。	1名	未払い	2,058,054
54		説明誤り	広島	広島西	2019年 7月4日	2019年 8月21日	○機構本部から連絡があり、振替加算の加算のために加算開始事由該当届を受付する必要があるにもかかわらず、年金相談時の確認不足から加算開始事由該当届の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加算開始事由該当届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、振替加算の対象となる方に必要な手続きを再確認しました。	1名	未払い	5,238
55	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	2009年 4月22日	2019年 7月10日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に被保険者期間の月数の確認を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,900
56	記録訂正の誤り	説明誤り	兵庫	須磨	2018年 12月27日	2019年 7月11日	○お客様から問合せがあり、記録判明に伴う年金記録の訂正により支給される年金額を誤って説明したことから、お客様が誤解し、正しい説明を受けていけば希望しなかったはずの年金記録の訂正及び年金額の再計算を行うこととなったため、年金が過払いになっていること及び国民年金保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金及び誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録判明後の年金額を説明する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	49,057

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2017年11月13日	2019年12月11日	<p>○担当部署において確認したところ、過払いの発生状況の確認不足から、特別障害給付金の返納金が発生したことについて年金事務所へ連絡しなかったため、年金事務所において特別障害給付金の過払い分を返納していただくための納入告知書をお客様へ送付できていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納入告知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、特別障害給付金の過払いが生じた場合の事務処理手順を再確認しました。</p>	3名	なし	0
58	年金決定時の住所登録の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2019年6月12日	2020年4月15日	<p>○担当部署において確認したところ、委託業者が、年金請求書の処理時の確認不足から住所の入力を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った住所が記載された年金証書を回収し、正しい住所を記載した年金証書を送付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	なし	0
59	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	2018年7月2日	2020年4月15日	<p>○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届審査時の確認不足から、金融機関コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が振込不能となり未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届審査時には振込先口座の金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	316,665
60		入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年12月2日	2020年3月3日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が振込不能となり未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	未払い	309,325
61	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	基幹システム開発部	2020年4月6日	2020年4月16日	<p>○担当部署において確認したところ、通知作成に使用するためのデータを誤って作成したため、誤った支給額を記載した年金生活者支援給付金の支給決定通知書を作成し送付していたことが判明しました。</p> <p>●お客様に文書でお詫びし、正しい記載内容の支給決定通知書を送付しました。なお、年金生活者支援給付金の支払額に誤りはありませんでした。</p> <p>●担当部署において、通知作成に使用するためのデータ作成時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	225名	なし	0
62	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	香川	高松西	2020年1月29日	2020年1月30日	<p>○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の被保険者記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した被保険者記録回答票を回収し、正しい被保険者記録回答票を交付しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	2名	なし	0
63			東京	府中	2020年4月21日	2020年4月21日	<p>○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の受付時に他のお客様の氏名を記載した受付控えを誤って作成し交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。</p> <p>●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
64	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	岡山	岡山東	2017年 1月25日	2019年 5月23日	<p>○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、加給年金額加算開始事由該当届等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	2名	未払い	4,001,373
65		受理後の書類管理誤り	大阪	枚方	2019年 12月16日	2020年 2月19日	<p>○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金生活者支援給付金請求書が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、支援給付金の未払いはありませんでした。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システマ的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番41にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。